

芦屋市教育委員会と東京大学大学院公共政策学連携研究部との
連携協力に関する協定書

兵庫県芦屋市教育委員会(以下「甲」という。)と東京大学大学院公共政策学連携研究部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、芦屋市教育委員会や学校の教職員の資質向上やスキルアップのための人財育成において、相互に連携協力し、地域の共創力や教育力の向上に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項において連携協力をする。

- (1) 芦屋市の教職員等の人財育成の企画及び体制整備に関する連携協力
- (2) 芦屋市の教職員等の研修の実施に関する連携協力
- (3) 東京大学における教育及び研究等に関する連携協力
- (4) その他双方が協議して必要と認める連携協力

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動にあたり、守秘義務のある資料及び情報等を取り扱う場合は、個別の案件ごとに約定するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

(補足)

第5条 本協定書に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号
芦屋市教育委員会
芦屋市教育長 福岡 憲助

乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学大学院
公共政策学連携研究部長 飯田 敬輔